

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします
2025年
4月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
4月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

育児介護休業法改正で押さえておきたいポイント

<2025年4月1日から施行>

【育児に関する法改正】

- ①子の看護休暇の見直し
- ②残業免除の対象拡大
- ③時短勤務の代替措置にテレワーク導入を追加
- ④育児のためのテレワーク導入
- ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大

【介護に関する法改正】

- ①介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ②介護離職防止のための雇用環境整備
- ③介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ④介護のためのテレワーク導入

【育児休業等給付について】

【出生後休業支援給付金】、【育児時短就業給付金】が4月に創設されます。

各給付金の対象範囲

※ご注意※
このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、預めご了承ください。

<育児休業等給付の概要>



▼育児休業等給付に関する厚生労働省詳細はこちら



[税務情報] ZEIMU INFORMATION



登記を放置していると

解散

になります

会社・法人の登記事項に変更があった場合には、その登記をする義務があります。

外国会社が、初めて日本における代表者を定めたときは、その登記をする義務があります。

昭和49年以降、約72万の休眠会社等の蔵種解散登記

休眠会社・休眠一般法人の整理作業により

12年間登記をしていない株式会社

5年間登記をしていない一般社団法人

一般財団法人

は、解散

したものとみなされます。

違反者は、裁判所から最大100万円の過料に処せられます。

会社・法人の登記事項に変更があった場合には、その登記をする義務があります。
詳しくは、法務省のこちらのページをご覧ください。



GW中の休業日のお知らせ

4月26日(土)～4月27日(日)、4月29日(火)、5月3日(土)～5月6日(火)を休業日とさせていただきます。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



プラグマ
WEB

